

福祉医療費助成事務に係るQ&A

No.	質問区分	質問	回答
1	料金受取人払いシール	連合会の郵便番号と料金受取人払いシールの郵便番号が違うがよいのか。	料金受取人払いシールの郵便番号は、津市中央郵便局に集配されてから、連合会に届く仕組みであるため、郵便局指定の番号です。
2		料金受取人払いシールを1年分送付してもらっているが、毎年送付してもらえるか。	一部の地区三師会で集配される地区を除き毎年3月に新年度分を郵送します。
3		料金受取人払いシールを貼った封筒にレセプト等を同封して郵送してもよいのか。	レセプト等は同封しないでください。 料金受取人払いシールは福祉医療費領収証明書及び福祉医療費助成事務に係る書類のみの提出に限ります。
4		旧年度の料金受取人払いシールが余っているが使用してもよいのか。	有効期限が切れている料金受取人払いシールは使用しないでください。
5		料金受取人払いシールを貼らずに送付した場合はどうなるのか。	郵送料は医療機関等の負担となります。
6	領収証明書 領収証明一覧表	医療機関コードを10桁で記載とあるが、レセプトの医療機関番号は7桁だが3桁足りない。何を書けばよいのか。	医療機関コードは左から都道府県番号2桁、点数表コード1桁、医療機関番号7桁の10桁です。 例えば医科の場合 三重県の県番号24 医科点数表の1を付し、レセプトに記載する7桁の医療機関コードで記載ください。 点数表コードは【領収証明書コード表】を参照してください。 福祉医療費助成事務は全て10桁で記載ください。
7		領収証明書または領収証明一覧表に捺印は必要か。	必要ありません。
8		月途中の保険制度の変更や同じ月に公費と公費対象外がある場合、領収証明書は2件作成してよいのか。	1件で作成してください。複数の領収証明書が提出された場合、重複の確認の電話をいたします。内容により1件にまとめていただくよう依頼する場合があります。
9		スポーツ保険等の対象と対象外がある場合の保険点数の記載はどうするのか。	福祉医療費の対象点数のみご記入ください。 領収証明書提出後にスポーツ保険対象であることが判明した場合は、当月であれば訂正返戻依頼書を提出いただくことで対応可能です。 ただし、提出月の翌月以降に判明した場合は、各市町に連絡をお願いします。
10		訪問看護ステーションの保険点数及び公費請求点数欄は点数で記入するのか。	訪問看護ステーションは、保険点数及び公費請求点数欄は金額（円）で記入してください。 その他、点数表コード7（鍼灸）、8（柔整）、9（マッサージ）は、金額（円）で記入してください。
11		月途中から資格を取得（喪失）した受給者の領収証明書の保険点数は福祉医療費の受給資格取得日以降（喪失日まで）の点数でよいのか。	そのとおりです。

No.	質問区分	質問	回答
12		領収証明紙媒体送付書に捺印は必要か。	必要ありません。
13	領収証明紙媒体送付書	該当市町が1市(町)しかなくても、領収証明書紙媒体送付書は必要か。	該当市町数に関わらず、紙媒体送付書を添付してください。
14		領収証明書と領収証明一覧表が混在する場合、提出方法欄は、どちらに○をすればよいのか。	主要な方に○をしてください。
15	領収証明書送付書	同一の患者を月遅れ等で1枚の領収証明書に4件記入した場合、領収証明書送付書の件数の数え方は1件と数えるのか。	4件と数えてください。
16		送付月は何月を記載するのか。	連合会への提出月となります。例えば令和5年4月診療分を翌月5月15日に提出する場合、送付月は「令和5年5月」と記入してください。月遅れの場合も提出月となります。
17	領収証明書の綴じ方	領収証明書と領収証明一覧表が混在する場合、どのように編綴するか。	各市町単位に領収証明書、領収証明一覧表の順に編綴してください。
18		領収証明書の綴じ方はホチキス留めでよいのか。	ホチキス留めで構いません。医療機関単位に処理するため、市町単位の助成種別順に並べて外れないように留めてください。
19	提出	紙で提出する場合、何を送ればよいのか。	領収証明書または領収証明一覧表と市町毎の領収証明送付書の他に福祉医療費紙媒体送付書を1枚添付して提出してください。
20		紙媒体と電子媒体を一緒に提出してよいのか。	データ内容に重複がなければ、特に問題はありません。
21	受付	レセプト提出時に提出してもよいのか。	一緒に提出いただいても構いません。
22	新規開設	新規開設したが、福祉医療費の提出のための手続きは必要か。	医療機関、保険薬局、訪問看護、柔道整復の場合は特に必要ありません。厚生局の届出に基づき新規開設に限り、福祉医療費の提出に関する通知を郵送します。 鍼灸・マッサージの施術機関の場合は、福祉医療費担当係までご連絡ください。
23	福祉医療費領収証明書訂正返戻依頼書	どのような場合提出するのか。	提出された領収証明書の記載内容に変更や返戻の依頼がある場合に提出してください。ただし、提出月の月末までに限ります。提出月の翌月以降の場合は、各市町に連絡をお願いします。
24		訂正返戻依頼書はどこにあるのか。	連合会ホームページからダウンロードしてください。
25	福祉医療費市町連絡一覧表	どのような場合提出するのか。	時効を超えた月遅れ提出分に係る完納日やスポーツ保険の対象外の疾病等の領収証明書提出分などコメントが必要な場合に提出してください。
26		市町連絡一覧表はどこにあるのか。	連合会ホームページよりダウンロードしてください。
27	福祉医療費返戻・修正通知書	「返戻」の際、領収証明書の添付がないが、どのように処理をすればよいのか。	領収証明書は返送しません。 返戻理由をご確認のうえ、再提出が必要な場合は領収証明書を再作成し、次月以降の提出分に含めてください。 資格喪失などで償還の対象でない場合は、再提出は不要です。
28		「修正」の際、どこが修正されているのか。	上段は提出された内容、下段は連合会で修正した内容です。 修正分についての再提出は必要ありません。